類似工事として定める工事の基本的な考え方

平成２９年２月１４日
改正　令和　７年６月　３日

大村市が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大及び工期の短縮を図るため、類似工事として定める工事の基本的な考え方は次のとおりとする。

１　類似工事の定義

大村市が発注する建設工事のうち競争入札に付する設計金額が２，０００万円以上の工事を対象とし、原則として次の要件に該当する工事とする。

（要件）

同一日に入札公告又は入札執行通知をする工事で、別の同一日に入札執行をするものであること（入札公告をする工事にあっては、入札参加資格に係る要件が同一の工事に限る）。

２　類似工事の運用方法

運用上の基本的な事項を定めた「類似工事として定める工事の運用指針」のとおりとする。